

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の次期中長期目標 策定に向けた業務及び組織全般の見直し(2回目)

令和4年7月22日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)の次期中長期目標の策定に当たり、主務大臣(文部科学大臣、原子力規制委員会)が行う業務及び組織の全般にわたる検討並びに講ずる措置(以下「業務及び組織全般の見直し」という。)における原子力規制委員会共管部分の案について、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会量子科学技術研究開発機構部会(以下「QST部会」という。)から意見聴取することの了承について諮るものである。

2. 経緯

今年度はQSTの中長期目標期間(H28~R4年度)の最終年度であるため、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)に基づき、原子力規制委員会は次期中長期目標の策定に当たり原子力規制委員会共管部分の業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、講ずる措置を決定する必要がある。その際には、あらかじめQST部会の意見を聴取する必要がある。

なお、令和4年度第24回原子力規制委員会(令和4年7月20日)において本件についての審議が行われ、その際の意見を踏まえ、資料を修正したものである。

3. 業務及び組織全般の見直し

QSTの原子力規制委員会共管部分の業務及び組織全般の見直しの案は別紙の通りであり、別紙について、QST部会の意見を聴取することについて了承いただきたい。

4. 今後の予定

- 8月9日 QST 部会において、業務及び組織全般の見直し（原子力規制委員会共管部分）（案）を審議するとともに、「業務実績評価自己評価書（原子力規制委員会共管部分）」及び「終了時見込み評価自己評価書（原子力規制委員会共管部分）」に対する意見を取りまとめ
- 8月末まで 原子力規制委員会において、業務及び組織全般の見直し（主務大臣連名）、「業務実績評価書（原子力規制委員会共管部分）」及び「終了時見込み評価書（原子力規制委員会共管部分）」を決定
- 8月末まで 文部科学大臣及び原子力規制委員会が総務省独立行政法人評価制度委員会に業務及び組織全般の見直し及び終了時見込み評価の決定文書を通知、公表

<別紙>

- 別紙 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務及び組織全般の見直し（原子力規制委員会共管部分）（案）

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の
業務及び組織全般の見直し（原子力規制委員会共管部分）（案）

令和4年 月 日
原子力規制庁

1. 政策上の要請及び現状の課題（原子力規制委員会共管部分のみ記載）

本法人は、原子力規制委員会の技術支援機関（TSO）として放射線影響及び被ばく医療に係る分野の研究並びに原子力災害対策に取り組むことが期待される。

また、原子力規制委員会により「基幹高度被ばく医療支援センター」に指定されていることから、「原子力災害対策指針」に基づき、原子力災害医療体制の充実に向けて、高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関として、被ばく医療に関する研究開発や人材育成に取り組むことも期待される。

2. 講ずるべき措置

（1）中長期目標期間

中長期目標期間を7年とする。

（注：中長期目標期間については、所管官庁間で調整することとなる）

（2）中長期目標の方向性（原子力規制委員会共管部分のみ記載）

次期中長期目標の策定に当たっては、以下に示す事項を踏まえた上で、本法人の果たすべき役割を具体的かつ明確に記載するものとする。

○放射線影響に係る研究

- ・ 技術支援機関（TSO）として、放射線による健康リスクの評価に係る知見をより充実させるための放射線影響に係る研究の推進及び当該研究分野の人材育成に取り組む。

○被ばく医療に係る研究

- ・ 技術支援機関（TSO）として、被ばく症例に対する線量評価手法の開発・高度化を含む被ばく医療に係る研究の推進及び当該研究分野の人材育成に取り組む。

- 原子力災害対策における、基幹高度被ばく医療支援センター、指定公共機関及び技術支援機関（TSO）の役割
 - ・ 原子力災害医療の中核機関として、自らの対応能力の維持・向上に取り組む。我が国の原子力災害医療体制全体における中心的・先導的な役割を担い、同体制のより効果的な運用に資する人材育成・技術開発・技術支援に取り組む。